

事務連絡  
令和4年12月30日

社会保険診療報酬支払基金  
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和4年12月22日からの大雪に伴うオンライン資格確認等システムにおける  
「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化終了について

オンライン資格確認等システム利用規約第21条2項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「令和4年12月22日からの大雪に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和4年12月24日付事務連絡）及び「令和4年12月22日からの大雪に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その2）」（令和4年12月25日付事務連絡）にて、対象範囲の医療機関・薬局に対して「災害救助法の適用第5報から一週間」（本年12月30日まで）アクティブ化するようご連絡したところ、当該連絡のとおり 12月30日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了していただきますようお願いいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

以上